



# 建設工事完成検査結果通知要領の一部改正について(通知)

技術基準の種類:設計・施工  
通知日 :平成15年6月18日

管第567号  
平成15年6月18日

日野総合事務所県土整備局長  
各地方県土整備局長  
姫路鳥取線用地事務所長  
鳥取空港管理事務所長  
鳥取港湾事務所長 } 様

県土整備部長  
(公印省略)

## 建設工事完成検査結果通知要領の一部改正について(通知)

このことについては、平成11年10月19日付管第461号で要領を定め、工事完成検査結果を請負者に通知することとし、平成11年11月1日以降に実施される工事完成検査から適用しているところです。  
この度、県の組織改正及び鳥取県建設工事検査規程等の運用の一部改正等により、同様要領を下記のとおり一部改正し、平成15年7月1日以降に実施される工事完成検査から適用することとしましたので通知します。

記

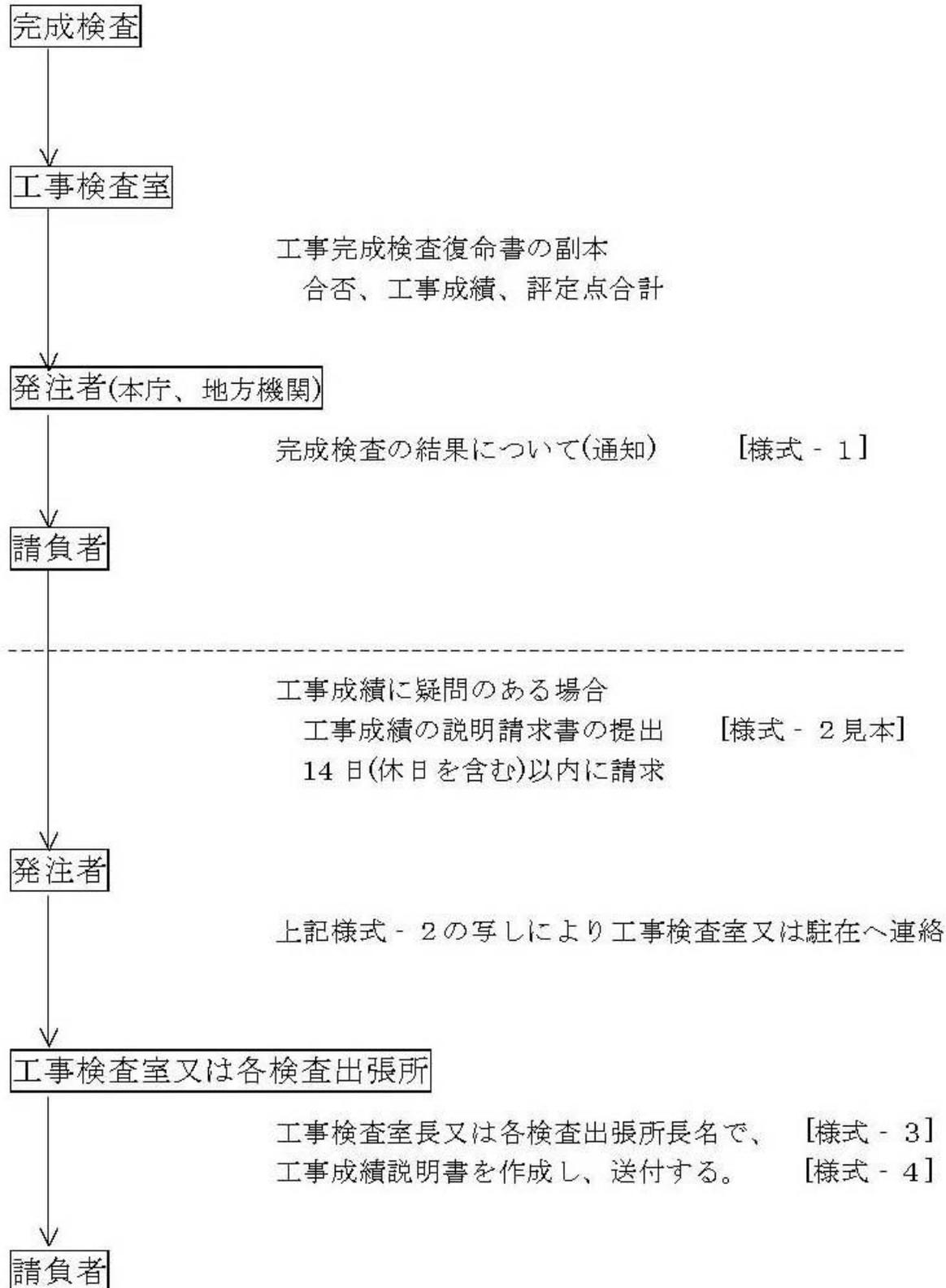
### 新旧対照表

	新	旧
1 目的	この要領は、 <b>県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む)</b> の …(以下省略)	この要領は、土木部の …(以下省略)
2 対象工事	…(以下を追加) <b>ただし、鳥取県建設工事執行規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略された工事を除く。</b>	
3 完成検査結果の通知	関係機関の長は、工事検査室又は <b>各工事検査出張所</b> から完成検査復命書の副本の送付を受けた後は、当該工事の請負者に完成検査の結果を速やかに通知するものとする。 (関係機関の長：知事契約に係るものは <b>知事</b> 、地方機関の長契約に係るものは当該地方機関の長)	関係機関の長は、工事検査室又は駐在から完成検査復命書の副本の送付を受けた後は、当該工事の請負者に完成検査の結果を速やかに通知するものとする。 (関係機関の長：知事契約に係るものは <b>土木部長</b> 、地方機関の長契約に係るものは当該地方機関の長)
5 説明請求に対する回答	上記4により説明請求がなされた場合は、工事検査室又は <b>各工事検査出張所</b> で工事成績説明書を作成し、工事検査室長又は <b>各工事検査出張所長</b> が速やかに回答を行うものとする。	上記4により説明請求がなされた場合は、工事検査室又は駐在で工事成績説明書を作成し、工事検査室長又は検査監が速やかに回答を行うものとする。
様式1	工事成績省略のものを追加した。	

## 建設工事完成検査結果通知要領

- 1 目的  
この要領は、県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む)の発注する建設工事の工事完成検査について、鳥取県建設工事執行規則第52条第4項の規定により、完成検査結果を請負者に通知するに際して、事務手続きの詳細事項を定めるものであり、このことにより、検査の透明性を確保するとともに、請負者の技術力の向上を図るものである。
- 2 対象工事  
鳥取県建設工事執行規則第1条の「県又は知事が行なう建設業法第2条第1項に規定するもの」で、完成検査が完了したもの。ただし、鳥取県建設工事執行規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略された工事を除く。
- 3 完成検査結果の通知
  - (1)通知(様式 1)  
関係機関の長は、工事検査室又は各工事検査出張所から完成検査復命書の副本の送付を受けた後は、当該工事の請負者に完成検査の結果を速やかに通知するものとする。  
(関係機関の長：知事契約に係るものは知事、地方機関の長契約に係るものは当該地方機関の長)
  - (2)通知内容  
完成検査の成績(合否、工事成績、評定点合計)  
(工事完成検査復命書の副本の一部について写しを添付する。)
- 4 説明の請求(様式 2見本)  
上記3により通知を受けた請負者が通知内容に疑問がある場合は、通知の受取日の翌日より起算して14日(休日を含む。)以内に、書面をもって関係機関の長に説明を求めることができる。
- 5 説明請求に対する回答(様式 3、様式 4)  
上記4により説明請求がなされた場合は、工事検査室又は各工事検査出張所で工事成績説明書を作成し、工事検査室長又は各工事検査出張所長が速やかに回答を行うものとする。
- 6 附則  
この要領は、平成11年11月1日から適用する。  
この一部改正は、平成15年7月1日以降に実施される工事完成検査から適用する。

## 工事成績通知の流れ



様式 - 1 (鳥取県建設工事執行規則第 6 条の規定により請負契約書の作成が省略された工事以外に適用)

番 号  
年月日

会社名  
代表者 氏名 様

関係機関の長 印

完成検査の結果について (通知)

このことについて、鳥取県建設工事執行規則第 5 2 条に基づき別紙のとおり通知します。

なお、工事成績について疑問があるときは、1 4 日 (休日を含む。) 以内に当職あてに書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、工事検査室長又は各検査出張所長が書面の郵送により行います。

注) 別紙には、工事完成検査復命書の副本の一部について写しを添付。

問い合わせ先

〇〇地方県土整備局 〇〇課 〇〇班  
住所 (電話番号)

様式 - 1 (鳥取県建設工事執行規則第 6 条の規定により請負契約書の作成が省略された工事について適用)

番 号  
年月日

会社名  
代表者 氏名 様

関係機関の長 印

完成検査の結果について (通知)

このことについて、鳥取県建設工事執行規則第 5 2 条に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額
- 5 実施完成年月日 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 検 査 結 果 合格 ・ 不合格 (いずれかに○)
- 8 問 合 せ 先 ○○地方県土整備局 ○○課 ○○班  
住所 (電話番号)

様式 - 2

見 本

年月日

鳥取県知事 ○○○○ 様

又は ○○地方県土整備局長 ○○○○ 様

会社名

代表者 氏名 印

完成検査の結果について（照会）

平成 年 月 日付で通知のあった工事成績について、下記のような疑問がありますので、説明をお願いします。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工事期間 年 月 日～ 年 月 日

4 完成検査 年 月 日

[疑問内容]

様式 - 3

番 号  
年月日

会社名  
代表者 氏名 様

工事検査室長又は各検査出張所長 印

完成検査の結果説明について（回答）

平成 年 月 日付（番号）で照会のあったこのことについては、  
別添工事成績説明書のとおりです。

様式 - 4

工事成績説明書

工事名 工事場所 請負者	
説明項目	説明